

ごみ分別・処理マナーのご確認をお願いします

シーアイハイツ和光管理組合

皆さまには、日頃よりごみ分別・処理ルールにご理解の上、適正な運用にご協力を頂いております。日常の生活に欠かせないごみの分別・処理マナーについては、新しく住民になられた方とともに、既に住んでおられる方にも、管理組合として定期的にご確認いただき、ご協力のお願いをすることとしました。

そこで、これまでのごみ分別・処理マナーについてご説明するシリーズを企画しました。

最初の今回は、特に留意していただきたい点についてご説明します。



1. 燃やすごみ

- ① 燃えないごみ（びん、缶等の金属類など）の燃やすごみへの混入は避けてください。たとえ少量でも混入があると、清掃員による再分別が必要となって円滑な業務に支障をきたします。
- ② 生ごみはごみ袋に入れてしっかりしばり、水分、油分の多いものは新聞紙等にくるむなどして、ごみ袋から漏れない工夫をしてください。これにより、各家庭からのごみ出しの際に、廊下のシミ・汚れや回収コンテナ内での散乱・汚れを避けることができます。
- ③ 回収コンテナへの投入の際には、コンテナの空きスペースを見て、なるべくコンテナの奥から投入するようにしてください。コンテナからはみ出すと、小動物がつついて内容物の散乱に繋がります。

2. プラスチック類

- ① 汚れたプラスチック類は、燃やすごみとして分別してください。プラスチック類回収コンテナは資源ごみの活用のために設けているので、汚れたものが混入すると資源ごみへの回収効率に支障をきたします。
- ② ペットボトルは資源ごみであり、専用のネット、かごに入れてください。

3. 缶・びん類

- ① 資源ごみが含まれるので、それぞれ専用のかごに入れてください。

4. 紙類、段ボール

- ① 新聞紙、雑誌等の紙類は、新聞紙回収袋などに入れるか、ひもで束ねるなどして散乱を防止した上で、できるだけ雨などに濡れない場所に、清掃員が対応できる月曜日～土曜日 15時の間に置いてください。
- ② 段ボールなどの箱類は、散乱防止のためにつぶして、次の方が捨てやすいように順次平たく積み重ねてください。

5. 粗大ごみ（各棟のごみ置場に出せないごみ）

- ① 縦 24cm・横 24cm・高さ 35cm を超える（一斗缶大におさまらない）タンス、ベッド、布団、自転車、ストーブ、掃除機、テーブル、カーペット、椅子など。
なお、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機、エアコンは、家電リサイクル法対象品目なので、粗大ごみの対象ではありません。
- ② 電話で市役所に申し込んで収集日、収集場所、料金を確認し、取扱店で粗大ごみシールを購入、貼付して当日の朝に出してください。
- ③ 消火器（スプレータイプは除く）やバッテリーは、回収可能業者に各自依頼してください。

（注）粗大ごみの取り扱いの詳細については、管理組合より235号（H29.10）、市からのガイド（各戸に配付済みの2017年10月版）、もしくは和光市ホームページをご参照ください。

本シリーズは、今後、個別のごみについて連載する予定です。

なお、本シリーズは和光市ホームページの『ごみ・リサイクル』、または関係する団体・企業の公開されたホームページの内容を一部引用または参考にして作成しています。